

富士見市教育委員会特定事業主行動計画の制定について

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 9 月 1 日付けで定めた富士見市教育委員会特定事業主行動計画は平成 22 年 3 月 31 日に終了期限を迎えたことから、次の 5 年間の計画を別紙のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

平成 22 年 4 月 1 日

富士見市教育委員会

富士見市教育委員会特定事業主行動計画

1 目的

急速に進む少子化の中で、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つための環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月公布）に基づき、富士見市教育委員会特定事業主行動計画を策定し、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（以下「教職員」という。）が、仕事と子育ての両立及び仕事と生活の調和を図ることができるよう、教職員のニーズに即した対策を計画的かつ着実に推進します。

なお、教職員を除く教育委員会事務局及び教育機関の職員は、富士見市特定事業主行動計画を適用します。

2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間とする。

3 計画の推進体制

- (1) 教職員に対し、次世代育成支援対策に関する研修・講習・情報提供を実施します。
- (2) 仕事と子育ての両立についての相談や情報提供等については、各学校及び教育委員会学校教育課等において行います。
- (3) 行動計画内容の周知徹底を図るため、啓発資料の作成・配布、校内研修等を実施します。
- (4) 各学校や教育委員会学校教育課においては、定期的に推進状況を確認するとともに、その後の対策や見直し等を図ります。

4 具体的な内容

(1) 職員の勤務環境に関するもの

ア 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
 - ・「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第12条1～4号
- ② 産休代員の確実な配置を行う。
 - ・「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」
- ③ 育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について周知徹底を図る。
 - ・「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条の2
 - ・「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第6条の3
- ④ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
 - ・「地方公務員等共済組合法」等

イ 子どもの出産時における父親の休暇の取得推進

- ① 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第12条17号、18号及び「年次休暇の計画的使用の促進について（通知）」（平成7年3月30日 埼玉県教育委員会教育長）の周知徹底を図る。

ウ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 「育児休業等の取扱いについて（通知）」平成20年3月27日付 埼玉県教育委員会教育長）の周知を図る。
- ② 育児休業に伴う代替職員の確実な配置を行う。
 - ・「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第7条の周知徹底を図る。
- ② 管理職が職員の勤務状況を的確に把握するとともに、「週休日等の割振り変更簿」を作成し、超過勤務の縮減を図る。

オ 年次休暇等の取得の促進

① 年次休暇等の取得の促進

「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について（通知）」（平成20年6月5日 埼玉県教育委員会教育長）の周知徹底を図り、職員が年次有給休暇等を有効に活用できるようにする。

② 連続休暇等の取得の促進

勤続10年、20年、30年に達した教職員の「リフレッシュ休暇」及び満54歳の教職員の「ライフプラン休暇」の完全取得を促進する。

③ 子育て等のための特別休暇取得の促進

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第12条5号、6号の周知徹底を図る。

(2) 人事異動における配慮

ア 埼玉県教育委員会から措置される「妊娠教員体育代替非常勤講師」の有効活用を図る。

イ 子育ての状況に応じ、可能な範囲において人事上の配慮を行う。